

基金情報

No. 78

平成20年7月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成20年度・主要事業概況

事項	6月末数	対前月増減数	事項	6月末数(累計)	
事業所数(件)	239	0	年金掛金	調定額(円) 319,015,248	
加入員数(人)	男子	5,257	-12	収納額(円) 316,442,128	
	女子	2,222	-2	収納率 99.19%	
	計	7,479	-14	事務費掛金調定額(円) 13,894,026	
平均標準給与月額(円)	男子	342,614	-524	資産運用	信託資産額(時価) 312億2,559万円
	女子	229,126	-193		修正総合利回り 4.26%
	計	308,897	-458		ベンチマーク差 3.59%
受給者数(人)	5,751	18	慶弔金の支給件数・金額	18件18万円	
平均年金額(円)	488,571	1,073	年金相談件数	454件	

事業主の皆様へ

厚生年金基金加入員住所管理のご協力についてお願い

年金記録問題に端を発し、厚生年金基金において「厚生年金基金における加入員原簿の記録の適正な管理等について」が出状されており、基金と社会保険庁との記録の突合せをはじめとする、基金における年金記録の適正な整備等を目的とした対策が講じられております。

これらを受け、当基金では、全加入員を対象に住所管理を実施することとし、平成20年4月に全事業主様あてに「厚生年金基金加入員の住所管理の実施及び住所届の提出について」の通知を行いました。(住所届提出用のデータFD同封)

平成20年7月末時点の提出状況は以下のとおりとなっております。半分くらいの事業所が未提出という状況となっております。

住所届をまだ提出されていない事業所の事業主の皆様、ご担当の皆様、ご多忙中かと存知ますが、適正な管理、未請求の防止等のため、ご提出にご協力賜りますようお願い申し上げます。

お手元に、住所届提出用のデータFDがない場合や、FD提出ではなく手書き提出用の住所届をご希望される場合は、当基金へご連絡ください。改めて、FDまたは手書き用の住所届をお送りさせていただきます。

【加入員住所届提出状況】平成20年7月末現在

・提出依頼事業所数	233事業所
・提出済事業所数	121事業所
・未提出事業所数	112事業所

来年以降、ご提出いただきました住所届を基に年金支給開始年齢に達した加入員の方々について、年金請求についてのお知らせ等をご本人様あて通知していきたいと考えておりますので、住所届が未提出となっている事業所につきましては、なるべく早めにご提出いただきますようお願いいたします。

【住所届提出後の加入員の住所変更について】

当基金へ加入員の住所届をご提出いただいた後に、加入員の方の住所が変更になった場合は、厚生年金・健康保険組合同様に基金にも変更届が必要となります。

変更届の提出方法については、以下のとおりとなります。

◆「厚生年金基金加入員住所(変更)届」(見本1参照)の提出が必要となります。

1. 当基金のホームページ(<http://www.glskkn.com>)へアクセスし、メインメニューの右側の「各種届出様式」をクリックしてください。
2. 適関係の加入員(基金加入中)の方が住所変更をしたときに、「加入員住所(変更)届」をクリックし印刷等してご利用ください。

*当基金からも「加入員住所(変更)届」をお送りいたしておりますので、直接、ご連絡いただいても結構です。

*当基金の様式ではなく、社会保険事務所へ提出する「厚生年金保険被保険者住所変更届」の写しに押印したものを、ご提出いただいても結構です。

社会保険事務所へ届出している従業員の皆様と被扶養配偶者の方の住所を確認できます!

社会保険庁では、年金個人情報を、直接、被保険者の皆様にお送りするために、正しい住所記録の管理を必要としております。

そのため、事業主の皆様からのご依頼に基づき、従業員の皆様とその配偶者の方の住所一覧表を提供しておりますので、一度、ご活用いただけたらと思います。

提供方法は、一覧表が磁気媒体での提供が選択できます。その他、ご不明な点については、管轄の社会保険事務所へお問い合わせください。

【住所一覧表の提供を受けるには】

所定の申出書の提出が必要となり、その申出書に必要な事項をご記入の上、管轄の社会保険事務所へご提出ください。

1. 社会保険庁のホームページ(<http://www.sia.go.jp>)へアクセスし、メインメニューの左下にある「事業主の皆様、住所一覧表で従業員の方の住所確認を!」をクリックしてください。
2. 住所一覧表の提供についての手順と申出書(見本2参照)がございますので、印刷等しご利用ください。

様式見本

(見本1)
「厚生年金基金加入員住所(変更)届」

(見本2)
社会保険庁
「住所一覧表申出書」

算定基礎届のご提出 ありがとうございました

「算定基礎届」のご提出につきましては、暑中にもかかわらず、事業主の皆様ならびに事務担当の皆様のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

8月12日より随時、決定確認通知書の送付をしております。

算定基礎届で決定した等級が、実際に計算基礎として反映されるのは平成20年9月分(平成20年10月15日告知)の掛金からとなりますので、よろしくお願いたします。

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から今後は書面にて回答させていただきます。
また、事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

年金の確実な支給のために

【当基金】

退職により当基金を年金支給開始年齢に達する前に脱退された方に対し、将来、当基金より年金支給がある旨の通知を退職時のご住所あてにお送りしております。

その後、年金支給開始年齢に達する前月末に退職時のご住所（変更連絡等ない場合）あてに「裁定請求書」を送付して年金請求をするよう通知しております。

【連合会】中途脱退者：基金加入期間が10年未満で60歳未満の方連合会へ事務等が継承された中途脱退者の方へ、将来、連合会より年金支給がある旨の「継承通知」を退職時のご住所あてに送付されます。

その後、年金支給開始年齢に達する当月始めに退職時のご住所（変更連絡等ない場合）あてに「裁定請求書」を送付して年金請求をするよう通知されます。

* 住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。

この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

《口座振替銀行》

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、郵便局、信用組合（※）、農業協同組合（※）などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）（※）一部の金融機関は除きます。

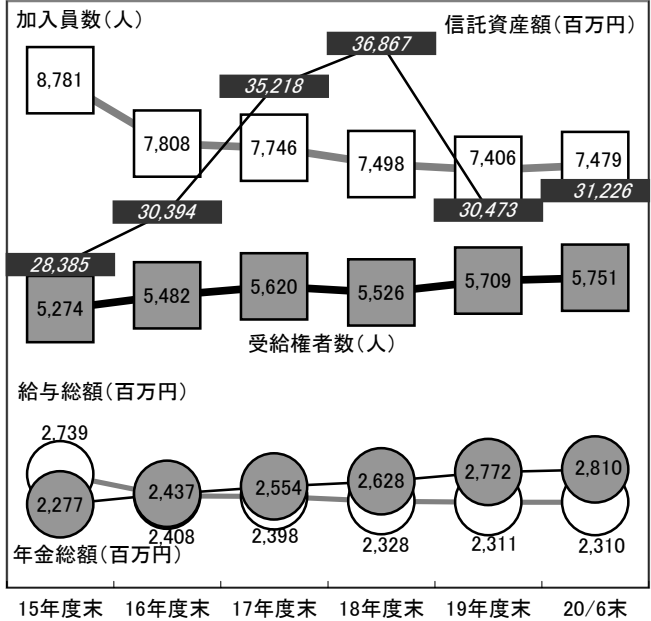
詳しくは当基金までお問合せください。

* 7月分の掛金納入期限は、9月1日となりますので、ご協力お願いいたします。

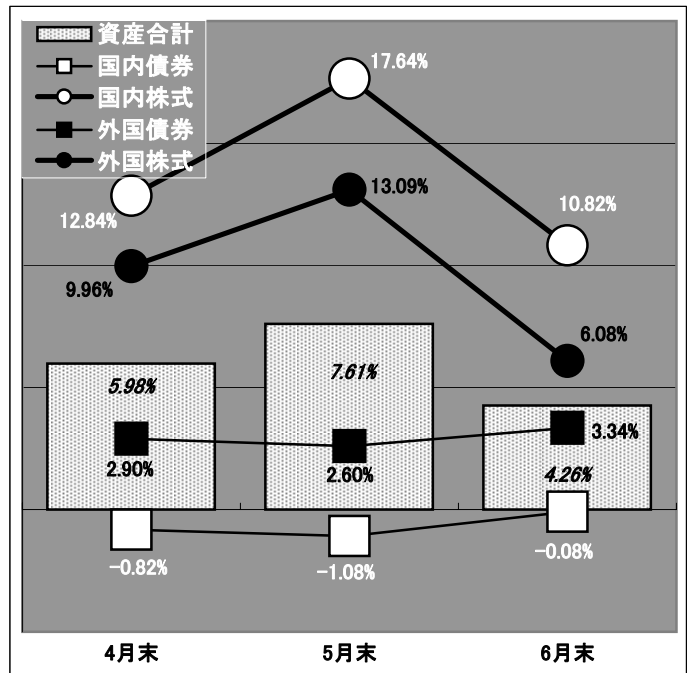
設立事業所の異動(規約変更関係等)・6月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
編入事業所	(株)ビューロマップ	編入	H20. 3. 1
削除事業所	(株)日本エンタテインメント工業所	閉鎖	H20. 4. 21
所在地変更	(株)ヨオク	文京区本郷	H20. 6. 1
所在地変更	(株)信川特殊硝子	墨田区京島	H20. 6. 10
代表者変更	日本板硝子デヴィアード・ソリューションズ(株)	漆畑 憲	H20. 5. 26

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成20年度>



8月の事業予定

中旬 政府負担金交付申請
29日 総合監査(決算監査)

【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮方お願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>